

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、鈴鹿亀山広域連合契約規則（平成11年鈴鹿亀山地区広域連合規則第11号）において例によることとされている鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）第6条第1項の規定により公告する。

令和5年5月16日

鈴鹿亀山地区広域連合長 末松 則子

1 一般競争入札に付する事項

(1) 物件番号

令和5・6・7・8・9・10年度

(2) 物件名

鈴鹿亀山地区広域連合複合機賃貸借

(3) 履行場所

鈴鹿亀山地区広域連合事務所

(4) 履行期間

契約日から令和10年7月31日まで

賃貸借期間は令和5年8月1日から令和10年7月31日までの5年間
※地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約

(5) 機器の納入期限

令和5年7月31日（月）まで

(6) 履行概要

複合機2台（デジタルモノクロ複合機1台・デジタルカラー複合機1台）を鈴鹿亀山地区広域連合事務所に設置し、60か月間賃貸借を行う。

2 参加資格に関する事項

条件付一般競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であり、同条第2項の規定により鈴鹿市の入札制限を受けていないこと。
- (3) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年鈴鹿市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 5月1日時点で鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されており、取扱業種が「0102 事務用機器・OA機器及び関連製品 01 デジタル複合機」又は「2601 リース・レンタル 01 事務用機器・OA機器」に登録されており、過去2年間の間に鈴鹿亀山地区広域連合若しくは他の地方公共団体又は国と複合機に係る賃貸借契約を2回以上にわたって締結し、実施した実績を有する業者であること。
- (6) 公告から入札までの期間において、鈴鹿市から鈴鹿市建設工事等に係る資格停止等措置要綱（平成11年鈴鹿市告示第148号。以下「資格停止措置要綱」という。）に基づく資格停止を受けていないこと。
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (8) その他関係法令、規則等に違反していない者であること。

3 入札参加のための申請書等の受付

- (1) 入札への参加希望者は、次のとおり書類を郵送すること。

ア 提出書類

- (ア) 条件付一般競争入札参加申請書（様式1）
- (イ) 類似事業の実績一覧（様式2）
- (ウ) 類似事業の受託実績を証明する書類（履行証明書又は契約書の写し等）

ただし、鈴鹿亀山地区広域連合との受託実績分については、(ウ)の類似

事業の受託実績を証明する書類の提出は不要とする。

イ 提出期限

令和5年6月1日（木） 午後5時（必着）

ウ 提出方法

一般書留，簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により郵送すること。

エ 提出先

〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階

鈴鹿亀山地区広域連合総務課

オ 郵送方法

条件付一般競争入札参加申請書，類似事業の実績一覧及び受託実績を証明する書類（鈴鹿亀山地区広域連合との受託実績分については不要）を任意の郵便用封筒に入れ封かんし，表側に「物件名 鈴鹿亀山地区広域連合複合機賃貸借入札参加資格確認申請書在中」と記載するとともに，裏側に入札に参加を希望する者の所在地，社名及び代表者名を記入すること。

- (2) 入札参加資格の審査結果は，資格のない者にのみ，書面により令和5年6月8日（木）に通知する。入札参加資格がないと通知された者は，書面によりその理由の説明を求めることができる。

4 仕様書に関する事項

本業務の仕様については，「複合機賃貸借 仕様書」のとおりとする。また，仕様に対する質問については次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和5年5月16日（火）から令和5年6月1日（木）まで

(2) 提出方法

質問書（様式3）により鈴鹿亀山地区広域連合総務課宛てに申し出ることができる。質問がある場合は，郵送，FAX又は電子メールで提出すること。

(3) 提出先

〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階

鈴鹿亀山地区広域連合総務課

電話 059-369-3200 FAX 059-369-3202

メールアドレス skkouiki@mecha.ne.jp

(4) 回答

令和5年6月8日（木）に鈴鹿亀山地区広域連合ホームページにおいて公開するものとする。ただし、参加資格を有しない者からの質問に対しては回答を行わない。

5 費用に関する考え方

(1) 本契約は、複合機による印刷、コピー、ファクス及びスキナーのサービスを利用するためのものであり、鈴鹿亀山地区広域連合は月間使用枚数の実績に応じて、受注者に当該サービスに係る料金を支払うものとする。

(2) 鈴鹿亀山地区広域連合複合機賃貸借に係るモノクロ1カウント当たりの単価及びカラー1カウント当たりの単価を設定するものとする。また、月額賃貸借料金、月額基本料金を設定できることとする。

なお、各料金の設定に係る考え方については下表のとおりとする。

月額賃貸借料金 (1台当たり)	月額賃貸借料金を定額で設定できることとする。
月額基本料金（モノクロ500枚を含む。）	最低保証金額として月額基本料金を定額で設定できることとする。 その場合、モノクロの月間基本仕様枚数を500枚に設定し、月額基本仕様枚数が500枚を超えない場合は、月額基本料金のみを支払いとする。
モノクロカウント料金	保守料金として、モノクロ1カウント当たりの単価を設定する。 なお、月額基本料金を設定した場合は、月額基本使用枚数500枚を超える部分について、501枚目以降のモノクロ1カウント当たりの単価を設定する。

	また、モノクロカウント料金は、デジタルモノクロ複合機とデジタルカラー複合機同額を設定する。
カラーカウント料金	保守料金として、カラー1カウント当たりの単価を設定する。

6 入札方法等

(1) 入札書

入札書に記載する金額は1年間の総額とすること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数

1回を限度とする。

(3) 入札書の記載要領

入札書に記載する入札金額は、予定使用枚数及びカウント料金等に基づき算出した1年間の総額（税抜）を記載すること。

また、契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、モノクロ1カウント及びカラー1カウント当たりの契約単価を設定し、必要に応じて月額賃貸借料金及び月額基本料金を設定すること。入札書に記載した金額の内訳を入札書積算内訳書に記載し、入札書と同封して提出すること。内訳書の記入例は別紙「入札書積算内訳書（記入例）」のとおり。

なお、料金の設定については本仕様書第6項の費用に関する考え方を参考に設定すること。各機種の数及び月間予定使用枚数については下表のとおりとする。ただし、月間予定使用枚数は直近2年間の使用枚数実績をもとに算出したものであり、今後の使用枚数を保証するものではない。

区分	台数	月間予定使用枚数	
		モノクロ	カラー
モノクロ複合機	1台	65,000	/
カラー複合機	1台	17,000	

(4) 入札書の提出方法

入札方法は郵便入札による入札とする。

入札書と入札書積算内訳書を同封し、到達期限までに郵送すること。

また、送付方法は次のとおりとする。

ア 宛先

〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階

鈴鹿亀山地区広域連合総務課

イ 入札書の受付開始日及び到達期限

受付開始日 令和5年6月9日（金）

到達期限 令和5年6月20日（火） 午後5時（必着）

ウ 郵送方法

一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

エ 封入方法

入札書と入札書積算内訳書は任意の郵使用封筒に入れ封かんし、表側に開札日及び物件名 鈴鹿亀山地区広域連合複合機賃貸借 入札書在中と記載するとともに、入札参加者名として裏側に入札参加者の所在地、社名及び代表者名を記載すること。

オ その他

指定する郵便局はないため、局留なしとする。

記入例

(表)

〒513-0801
三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号 西館 3 階
鈴鹿亀山地区広域連合 総務課 行
開札日 令和 5 年 6 月 21 日
物件名 鈴鹿亀山地区広域連合複合機賃貸借 入札書在中

(裏)

所在地
社名及び代表者名

(4) くじによる落札者の決定

落札者となるべき同額の入札をした者が 2 者以上あるときは、当該入札事務に関係のない鈴鹿亀山地区広域連合の職員によりくじ引きを行い、落札者を決定する。

6 開札の日時と場所等

(1) 開札日時

令和 5 年 6 月 21 日 (水) 午前 9 時

(2) 開札場所

三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿亀山地区広域連合 第 1 会議室 (鈴鹿市役所西館 3 階)

(3) 開札の立会い

開札の立会いについては、鈴鹿市郵便入札実施要綱 (平成 15 年鈴鹿市告示第 29 号) の例によることとし、当該要綱中「本市」とあるのは「本広域連合」と、「市長」とあるのは「広域連合長」と、「総務部契約検査課」とあるのは「総務課」と読み替えるものとする。

なお、例によることとする鈴鹿市郵便入札実施要綱第7条においては入札参加者が立ち会うものであるが、本入札は入札事務に関係のない鈴鹿亀山地区広域連合の職員が2名立ち会うものとする。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

また、無効の入札を行った者を落札者とした場合には、当該落札決定を取り消すものとする。

- (1) この公告に示した参加する資格のない者が行った入札
- (2) 虚偽の申請を行い、又は偽りその他不正の行為により落札者となった者の入札
- (3) 鈴鹿市契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 入札書積算内訳書が添付されていない場合、入札書積算内訳書の入札金額（税抜）と入札書の入札金額が一致していない場合、及び入札書積算内訳書の積算に誤りがあった場合
- (5) 鈴鹿亀山地区広域連合入札参加者注意事項の第8条各号のいずれかに該当した場合

8 入札結果の公表

- (1) 落札者には落札決定通知書を送付する。
- (2) 入札結果については、鈴鹿亀山地区広域連合ホームページにおいて公表する。

9 その他

- (1) 最低制限価格の設定
無
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 契約保証金
免除

(4) この入札に関し、談合等の不正行為があったと認めた場合は、契約解除等の措置を行うことができるものとする。